

平成27年3月19日  
国土交通省東北地方整備局  
仙台河川国道事務所

## 「第2期河川協力団体」の授与式を開催 〔名取川水系〕

河川法第58条の8に基づき、名取川水系の国管理区間について東北地方整備局長から新たに「河川協力団体」1団体、活動範囲の変更1団体が指定されました。

指定された河川協力団体に対して仙台河川国道事務所にて下記のとおり指定証の授与式を行います。

※ 平成25年6月の河川法改正により、河川管理者は、河川協力団体の指定を行うことができることとなりました。

今回指定された河川協力団体に、河川管理者のパートナーとして活動していただき、美しい河川環境の整備など、これまで以上に地域の方々と連携して河川の管理を行ってまいります。

### 記

1. 会場：東北地方整備局 仙台河川国道事務所 5階 情報管理室
2. 日時：平成27年3月27日（金）10時00分～10時30分
3. 河川協力団体指定団体名
  - ①特定非営利活動法人広瀬川の清流を守る会〔名取川水系広瀬川〕（変更）
  - ②特定非営利活動法人水・環境ネット東北〔名取川水系名取川・広瀬川〕（新規）
4. その他：東北地方の指定団体一覧は下記 URL でダウンロード可能です。

【東北地方整備局】<http://www.thr.mlit.go.jp/>

※ 取材される方は予め御連絡願います。

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

### 問い合わせ先

|               |  |
|---------------|--|
| 国土交通省 東北地方整備局 | 仙台河川国道事務所<br>仙台市太白区あすと長町4-1-60<br>電話：022-248-4131（代表）<br>022-304-1813（河川管理課直通） |
| 副所長（河川担当）     | 栗田 信博（内線204）   |
| 河川管理課長        | 松芳 健一（内線331）   |

※ 河川協力団体とは、河川法第58条の9に定める河川管理に関する業務を適正かつ確実に行うことができると河川管理者が認め、指定する団体である。

# 授与式会場案内図



※駐車スペースに限りがありますのでご来所の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

平成26年5月7日（水）に庁舎が移転しました。